平成２４年（フ）第４５４号
京都市北区小山下内河原町101　コーポヤスダ102号、住民票上の住所京都市北区小山東花池町９番地
債務者　佐々木真希子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
京都府向日市寺戸町笹屋25番地の１　第２吉万ハイツ207
債務者　石原　朝光
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６８号
京都府宇治市宇治池森８番地の15
債務者　御栗　　弘
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
京都府宇治市宇治池森８番地の15
債務者　御栗あさの
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４９２号
京都市右京区梅津中村町33番地　有馬荘201
債務者　藤川　和男
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５７１号
京都府八幡市内里宮ノ前16番地
債務者　長束矩美子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５９１号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地６棟603号
債務者　近藤　正子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
香川県高松市福岡町３丁目10―５、住民票上の住所香川県高松市今里町２丁目９番地10
債務者　松原　光夫
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１２２号
香川県綾歌郡綾川町滝宮1696番地27
債務者　越智　眞実
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５７号
長崎県大村市向木場町1699番地16
債務者　太田多鶴子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
長崎県諫早市貝津町858番地１　フロンティアエム803、前住所長崎県諫早市久山台80番地４
債務者　岩﨑　孝幸
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
仙台市泉区館３丁目42番地の10
債務者　鈴木　瑞枝
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
仙台市宮城野区新田１丁目17番10―307号
債務者　尾崎　明子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
仙台市宮城野区銀杏町24番31号　フレンズ銀杏103
債務者　熊谷　和成
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３９号
宮城県岩沼市桑原３丁目６番５号
債務者　山田　哲也
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
茨城県日立市川尻町６丁目46番20―201号
債務者　矢柳　幸恵（旧姓高安）
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１４１４号
大阪府摂津市南別府町14番６号
債務者　児玉　重美
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６３５号
大阪府東大阪市出雲井本町２番９―304号
債務者　向井　太一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部